

厚生労働省発雇均0509第1号

令和4年5月9日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、
別紙「労働者協同組合法施行令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働者協同組合法施行令案要綱

第一 労働者協同組合が行うことができない事業

労働者協同組合法（以下「法」という。）第七条第二項に規定する政令で定める事業は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に掲げる労働者派遣事業とする
こと。

第二 組合員以外の者からの監事の選任を要する労働者協同組合の範囲

法第三十二条第五項の政令で定める基準は、事業年度の開始における組合員の総数が千人であること等とすること。

第三 会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替え

法の規定により会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えについて、所要の規定を定めること。

第四 書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等

法第五十三条第四項及び第七項（これらの規定を法第一百八条第二項において準用する場合を含む。）

に規定する事項を電磁的方法（法第十一条第三項に規定する電磁的方法をいう。）により提供しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないこと等とする。

第五 施行期日等

一 施行期日

この政令は、法の施行の日（令和四年十月一日）から施行すること。

二 出資の割当てを受けることができない者

法附則第八条第一項に規定する政令で定める者は、中小企業等協同組合法第十八条第一項の規定により組織変更（法附則第四条に規定する組織変更をいう。以下同じ。）前の企業組合（中小企業等協同組合法第三条第四号に掲げる企業組合をいう。三において同じ。）から脱退することとなる組合員とする。）に該当する者（以下「該当者」という。）をいう。

三 企業組合の組織変更の登記

企業組合が組織変更をしたときは、法附則第五条第四項第七号に規定する効力発生日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、組織変更前の企業組合については解散の登記をし、組織変更後の労働者協同組合については設立の登記をしなければならないこと等とすること。

四 特定非営利活動法人の組織変更の登記

三は、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人が組織変更をした場合について準用するものとする。

五 組合等登記令の一部改正

労働者協同組合及び労働者協同組合連合会を組合等登記令の規定の適用対象とするため、同令別表にこれらの法人を追加するものとする。